

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：鹿島道路株式会社（法人番号1010001001805）
業者の住所：東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル8F
- 2 指名停止措置期間：令和元年 8月20日から
令和元年10月19日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 鹿島道路株式会社は、アスファルト合材に係る特定販売価格の決定に関し独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月30日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第5号「抜粋」

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から <u>2月以上9月以内</u>